

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和7年6月16日（月曜日）		
開 会	午前10時0分	閉 会	午前11時58分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席分科員 （7名）	委員 長 加藤 茂樹 副委員 長 谷口 明子 委 員 足立 考史 秋山 智博 太田 縁 吉田 博幸 寺坂 寛夫		
欠席分科員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局長補佐兼庶務係長 毛利 元 議事係主任 岡崎 圭涼		
出席説明員	<p>【水道局】</p> 水道事業管理者 武田 行雄 副 局 長 川戸 敏幸 次長兼総務課長 渡辺 寛存 次長兼給水維持課長 中村 賢司 総務課課長補佐 長石 和久 給水維持課課長補佐 桑村 紀幸 総務課総務係長 山本 信二 総務課財務係主幹 竹田 美智子 経営企画課長 青木 達矢 経営企画課課長補佐 横原 慎吾 経営企画課広報係長 河上 貴志 資産管理課長 太田 憲男 資産管理課課長補佐 石原 崇央 料 金 課 長 楮原 昌宏 料金課課長補佐 佐々木 基 工 務 課 長 谷口 洋一 工務課課長補佐 余悟 純生 浄水課長兼水質検査室長 大島 徳明 浄水課課長補佐 谷口 吉朗 南地域水道事務所長 木本 裕治 西地域水道事務所長 末石 匡昭 南地域水道事務所長補佐 川口 英司 西地域水道事務所長補佐 尾崎 信二 <p>【下水道部】</p> 下水道部長 坂本 宏仁 下水道企画課長 守山 信敏 下水道企画課課長補佐 藤田 浩一 下水道企画企画係長 田中 聡大 下水道企画課財務係長 尾崎 仁恵 下水道企画課下水道管理室長 増田 泰則 下水道企画課下水道管理室主査 田中 宏典 次長兼下水道経営課長 戸田 昭弘 下水道経営課課長補佐 太田 順二 下水道経営課普及係長 中澤 崇 次長兼下水道建設課長 山口 真二 下水道建設課課長補佐 岸本 直章 下水道建設課主査 黒井 広成 下水道建設課建設第二係長 萩 義紀		

	<p>【都市整備部】</p> <p>都市整備部長 山根 陽一 次長兼都市企画課長 河田 耕一 都市企画課課長補佐 岩崎 勝紀 交通政策課長 宮谷 卓志 交通政策課課長補佐 森本 英幸 まちなか未来創造課長 筒井 真二 まちなか未来創造課課長補佐 河上 大輔 次長兼河川公園課長 徳田 剛 河川公園課課長補佐 林 克行 次長兼道路課長 田村 温 道路課課長補佐 田中 裕史 次長兼建築指導課長 森田 健 建築指導課参事 米原 和昭 建築指導課参事 山崎 修 建築指導課課長補佐 小林 雄二 建築住宅課長 宮部 将 建築住宅課課長補佐 岡田 久司 建築住宅課課長補佐 竹森 潤一郎 鳥取南地域工事事務所長 田中 和人 鳥取西地域工事事務所長 新田 洋介</p>
傍聴者	2人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前10時0分 開会

【水道局】

◆加藤茂樹委員長 おはようございます。ただいまから、建設水道委員会を開催いたします。まず、本日の日程でございますが、最初に水道局から報告を受け、その後、下水道部の報告、次に、都市整備部の議案説明、報告と進めてまいります。

それでは、水道事業管理者に挨拶をいただいた後、人事異動で異動のあった方で、自己紹介がまだの方がおられましたら、自己紹介をいただきたいと思っております。

◆加藤茂樹委員長 武田管理者。

○武田行雄水道事業管理者 おはようございます。まずもって、先月の行政視察では、大変お世話になりました。ありがとうございました。ただいま加藤委員長のほうから御案内ありましたように、本日、水道局、報告2件ということでございまして、例年の報告事項ということになっております。水道事業会計予算の繰越し、さらには、放棄した債権の報告ということでございます。よろしくお願いいたします。

○太田憲男資産管理課長 自己紹介ということでさせていただきます。資産管理課長に任命されております太田と申します。よろしくお願いいたします。

○楮原昌宏料金課長 この4月に異動で料金課長になりました楮原といいます。よろしくお願いいたします。

○大島徳明浄水課長 失礼します。浄水課長兼水質検査室長の大島と申します。よろしくお願いいたします。

○石原崇央資産管理課課長補佐 失礼します。資産管理課課長補佐の石原といいます。よろしくお願ひいたします。

○河上貴志経営企画課広報係長 広報係長の河上と申します。議会の窓口を担当しております。よろしくお願ひいたします。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。

報告の説明に入ります前に、この場の皆様一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願ひいたします。

報告第8号令和6年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについて（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 それでは、報告第8号令和6年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについてを説明ください。渡辺次長。

○渡辺寛存次長兼総務課長 次長兼総務課長の渡辺でございます。よろしくお願ひいたします。報告第8号令和6年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについてでございます。令和6年度に発注をしました116件の工事のうち、9件を令和7年度に繰り越して行うことといたしましたので、地方公営企業法の規定によりまして報告をいたします。本定例会の付議案におきましては、57ページ～59ページに記載されておりますが、本日は、お配りしております資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料1ページです。表は、令和6年度鳥取市水道事業会計予算繰越計算書でございまして、付議案にも同じ内容の表が記載されております。令和6年度の資本的支出となります建設改良費の翌年度への繰越額及び財源内訳等の繰越計算書を載せております。表の左上から項目順に、款、項、事業名の並びとなっております、3列目の事業名であります。

まず、配水管等改良事業でございます。震災対策整備としての水道管布設工事などを行うものでありますとか、道路工事や下水道工事など、原因者工事に伴う水道管の移設工事などを行う事業となります。この事業の繰越件数は8件です。繰越額につきましては1億3,042万5,000円でございます。

2つ目の事業は、諸施設整備事業です。老朽化した水道施設の電気・計装・機械設備などの更新や保全を行う事業となります。繰越件数は1件、繰越額1,166万円でございます。

以上を合わせました翌年度繰越額の合計は、一番下の行でございます。翌年度繰越額、合計で1億4,208万5,000円となります。繰越件数は合計で9件でございます。

この繰越額の財源内訳を、表の中央に載せております。一番下の行、合計欄を御覧ください。左端から、企業債2,630万円、その右隣、国庫補助金1,962万3,000円、出資金2,040万円、一般会計からの出資金でございます。そして、原因者等が負担します配水工事負担金が4,505万1,600円、財源内訳の右端、自己財源であります損益勘定留保資金3,071万400円となっております。また、財源内訳の右隣の列に記載しております不用額、不用額の合計は4,523万7,293円となっております。

2ページを御覧ください。2ページ目からは、令和6年度繰越工事9件につきまして、それぞれの工事ごとに、契約年月日、繰越額、工期、そして繰越理由の順に記載しております。また、(2)繰越額の右には、先ほど説明いたしました事業名を記載しております。2ページ～4ページに記載しております1～8までの工事の8件につきましては、震災対策整備事業としての水道管布設工事や、原因者工事に伴う水道管の移設工事を行う配水管等改良事業となっております。

それでは、工事ごとに繰越理由について説明をさせていただきます。まずは2ページ、1の湖山町東3丁目地内配水小管布設工事です。(4)繰越理由、令和7年9月を給水開始予定とする申込みが令和7年1月にあり、給水装置工事の工程に合わせて工期を設定したためでございます。この工事は、水道管路が布設されていない箇所に給水申込みがあった場合に、水道局の管を布設する工事となります。この工事費につきましては、給水申込者が負担することとなっております。

続きまして、2、国安地内ほか送配水管移設、その2工事でございます。(4)の繰越理由、同一箇所で行う鳥取県発注工事、これは、道路改良工事でございます。この工事の遅れから、年度内の完成が困難となり、工期を延長したためでございます。

続いて、3の国府町屋地内配水管移設工事、繰越理由は、受注生産の管材料の納期が遅延し、年度内の完成が困難となり、工期を延長したためでございます。

このページで、1の工事は竣工検査を残すのみ、2・3の工事は完了しております。

3ページを御覧ください。4河原町中井地内配水管移設工事、繰越理由は、同一箇所で行う鳥取市発注工事、これは、令和5年台風第7号災害復旧工事でございます。この工事の遅れから、年度内の完成が困難となり、工期を延長したためでございます。この工事は完了しております。

続いて、5河原町和奈見地内配水小管布設工事、この工事も、水道管路が布設されていない箇所に給水申込みがあった場合に、水道局の管を布設する工事となります。繰越理由は、同一箇所で行う建築工事、これは、家屋の建築工事でございます。この工事の遅れから、年度内の完成が困難となり、工期を延長したためでございます。この工事も完了しております。

続く6・7の工事、そして、次の4ページ、8までの3件の工事、これらにつきましては、国の6年度補正予算から、震災対策に関する既存の補助制度が改正されたことを受けまして、これを積極的に活用することといたしまして、7年度に計画しておりました、重要施設に接続する配水管路の耐震化整備を6年度に前倒して実施することとしたものです。さきの2月定例会におきまして、関係費用に係る補正予算を提出し、議決していただいているところでございます。3件とも、繰越理由は同じ内容となっております。国の補正予算に伴う国庫補助金の交付決定通知が、令和7年3月にあり、年度内の契約行為及び工事施工が困難なことから、次年度、7年度に実施することとしたためでございます。なお、3件の工事とも、現時点で受注業者と契約を締結し工事に着手しております。

最後、4ページを御覧ください。最後の9の工事です。上町配水池配水流量計取替え工事、これは、老朽化施設や設備・機器などの更新や保全などを行います諸施設整備事業となっております。

ります。繰越理由は、流量計製作に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となり工期を延長したためでございます。この工事は完了しております。

このページ、破線を引いております下に、繰り越しました9件の工事につきまして、事業別の合計額、そして、その横にはこれまで説明してまいりました工事の番号を記載しております。

以上で、報告第8号令和6年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しにつきまして、説明を終わります。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次御発言をお願いします。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 応急管路工事、整備工事ですね、この3件ありましたけど、この良田と中郷っちゅうのがありましたけど、これは、どうでしょうかね、よく公民館とか小学校とか、そういう学校施設とか、そういう施設の整備でされると認識しとるですけどね、この辺の良田や中郷っていうのは、そういう公共施設みたいなないですけど、その辺はどうでしょうか、その中身は。

◆加藤茂樹委員長 谷口工務課長。

○谷口洋一工務課長 工務課長の谷口でございます。水道工事につきましては、単年度で整備させていただく箇所、もしくは工事が長く、延長が長い布設を必要とする箇所がございます、中郷に限りましては、こちらは、盲学校等に持っていく工事ということで、こちら、かなり複数年、工事を今計画してまして、中郷橋の県の架け替え工事等を含めて、調整をしながら複数年でやっていかせていただく工事の1つということで考えております。

また、良田につきましても、湖南地域とかですね、湖山池の公園等に持っていく工事ということになりますので、こちらのほうも、湖山池沿い、かなりの延長ございまして、鳥取県さんの改良工事等に合わせて施工しておりますので、こちらも単年度の工事ということではございませんので、その辺り、複数年の工事ということで、今回改めて工事をさせていただいているものでございます。以上でございます。

◆寺坂寛夫委員 了解です。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。よろしいですか。以上で質疑を終結します。

報告第11号放棄した債権の報告についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 次に、報告第11号放棄した債権の報告についてのうち、所管に属する部分を説明ください。楮原料金課長。

○楮原昌宏料金課長 料金課長の楮原です。それでは、報告第11号放棄した債権の報告についてということで報告をさせていただきたいと思っております。

水道料金債権の放棄の報告についてということで、1としまして、水道料金について、概要です。水道料金は、安全で良質な水の安定供給と水道事業の健全経営を維持するため、水道の利用者から使用水量に応じて徴収しています。しかしながら、生活困窮者で滞納金の完納を見込めないものをはじめ、破産により資力回復が困難な者、無届転出等による所在不明者等が存

在する状況にあります。水道のこの徴収できなかつた分につきましては、水道につきましては、債権の種類としましては、私債権ということになります。それで、(3)としまして、時効期間、今現在では5年となっております、下のほうに書いてありますけど、民法の一部を改正する法律、施行日令和2年4月1日前に給水契約を締結した水道料金債権については2年となっております。その根拠法としましては、鳥取市水道事業給水条例ということになっております。それで、納付義務者につきましては、水道の利用者本人ということになっております。

2としまして、債権放棄の内容としまして、滞納金については、督促状・催告書の送付はもとより、訪問徴収、給水停止処分等の実施により、早期解決に努めているところであります。本件につきましては、水道料金債権のうち、特に回収が困難と認められる26件について、鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項の規定により、債権の放棄を行ったものであります。

債権放棄の調書としまして、次ページを見ていただきたいと思っております。別紙の資料の1になります。債権放棄調書ということで、債権の名称としまして、水道料金ということで、理由ということで2つ分けておりまして、上段と下段になりまして0、金額、件数を分けて表示しているところであります。

上段のほうで、債権の額477万3,578円、これにつきましては、条例第7条第1項第3号の部分で、理由としております。債権の件数につきましては11件と。この7条の第1項第3号につきましては、下のほうの米印の上段の分ですね、こちらのほうに説明をつけております。第7条第1項第3号につきましては、債務者が失踪、行方不明、その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないときということの理由につきましては、この10件を上げたところです。

次の段につきましては、29万1,069円、これにつきましては、第7条第1項第4号、これにつきましても、先ほどの米印の下のほうですね、こちらのほうで、これにつきましては、内容としまして、破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項、その他の法令の規定により、債務者が当該債権につき、その責任を免れたときという理由につきましては、この15件を上げたところであります。

債権の額としましては、506万4,647円ということになります。

それで、右、次のページのほうになります、この分でいきますと、上段の11件というのが、番号でいきますと、11番までの分に当たります。その後の12番～26番までが、この29万1,000の部分になりまして、これが4号で適用した分になります。

この表の書いております分が、放棄の決定としましては、令和7年の3月31日、年度末ということにしております。その次の右側に、債権の発生年度ということで、それぞれの債権の発生した時期を書いております。その次で、事由としまして、先ほど申しました第3号の部分で、これが11番まで、それから12番～26番までが4号ということとしております。債権者につきましては、全て個人ということになっております。以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次御発言をお願いします。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 この一覧表がございまして、1番～26番、その中で、第3号の方が半分上です

けど、1番と6番の方が突出して、48万4,000円と397万円っちゅうのがあったりして、個人ということのようですけど、事業所とか、そういう個人経営とか、ここは会社名とか入れるわけですけど、会社でもなしに、この内容、個人という中身は分かりますかね、中身っちゅうか、どういう、かなりようけ使っとられるもんでね、桁が違うもんで、その辺の状況は、分かれば。

◆加藤茂樹委員長 個人情報等もあるかと思いますが、説明できる範囲で、取りあえずお願いいたします。楮原課長。

○楮原昌宏料金課長 料金課長の楮原です。先ほど、委員長のほうからもお話しいただきましたけども、個人情報という部分がちょっときついんで、自営業されてるのは確かです、この両件とも。水を主に使われる量が多い商売されとったということになります。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。よろしいですか。以上で質疑を終結します。

以上で水道局を終了します。執行部の皆様は御退席ください。

【下水道部】

◆加藤茂樹委員長 それでは、続いて下水道部に入ります。

まず、下水道部長に挨拶をいただいた後、人事異動で異動のあった方に自己紹介をいただきたいと思います。

それでは、坂本部長、お願いいたします。

○坂本宏仁下水道部長 改めまして、おはようございます。下水道部長の坂本です。本日は、下水道部からは、令和6年度下水道等事業会計の予算につきまして、諸般の事情によりまして、年度内完了できなかった事業について、予算を繰り越すことといたしましたので、その御報告をさせていただきます。

その前に、4月の定期人事異動で、説明員が2名交代となっておりますので、先に自己紹介をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○守山信敏下水道企画課長 失礼いたします。4月の定期人事異動で、下水道企画課長を拝命いたしました守山と申します。よろしくお願いいたします。

○増田泰則下水道企画課下水道管理室長 失礼いたします。4月の定期人事異動によりまして、下水道企画課下水道管理室長を拝命いたしました増田と申します。よろしくお願いいたします。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。

報告に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

報告第9号令和6年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについて（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 それでは、引き続きまして、報告に入ります。報告第9号令和6年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについてを説明ください。

◆加藤茂樹委員長 山口次長。

○山口真二次長兼下水道建設課長 下水道建設課、山口でございます。それでは、報告第9号令和6年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告いたします。付議案と、お配りしております資料により説明させていただきます。

先に、付議案の62ページ、63ページを御覧ください。令和6年度下水道等事業会計において、資本的支出の建設改良費、予算額30億6,478万8,000円のうち、20億8,526万7,753円を、令和7年度に繰り越したものでございます。繰越額の内訳ですが、事業名ごとに、管渠費が14億3,397万5,000円、ポンプ場費が2億5,408万1,000円、処理場費が3億3,579万9,600円、建設総務費が411万2,153円、災害復旧費が5,730万円でございます。

続きまして、お配りしております説明資料1の2ページを御覧ください。説明資料1でございます。繰越箇所、繰越金額等について、管渠費、ポンプ場費、処理場費、災害復旧費の順に御報告いたします。

それでは、資料の3ページを御覧ください。最初に、管渠費のうち、公共下水道事業について説明させていただきます。繰越工事の位置を事業別に色分けしており、赤色が未普及対策事業の箇所、青色が浸水対策事業の6件、黄色が地震対策事業及び改築更新事業で5件の繰越箇所を示しております。凡例に事業別の繰越額を記載しております。未普及対策事業が2億2,482万4,600円、浸水対策事業が6億4,724万1,200円、地震対策事業及び改築更新事業が5億336万8,200円でございます。なお、県事業等に伴う移設費が、公共下水道事業において3,041万6,700円、特定環境保全公共下水道事業において6万2,900円でございます。主な繰越理由といたしましては、工事に伴う交通規制等について、道路管理者及び地元関係者との協議に、不測の日数を要したためなどでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。管渠費及び処理場費のうち、集落排水事業、施設統合事業について説明させていただきます。図に繰越事業の位置を示しておりますが、青谷町日置谷地区における処理場の統廃合に向けた、蔵内処理施設改築工事を実施しております。繰越額は230万3,400円でございます。また、県事業等に伴う移設費が、農業集落排水事業において1,638万8,600円、漁業集落排水事業において1,000万円でございます。主な繰越理由といたしましては、事業の実施に当たり、地元との協議に不測の日数を要したためなどでございます。

次に、5ページを御覧ください。ポンプ場費のうち、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の繰越しについて説明いたします。繰越事業として、公共下水道事業では、吉成ポンプ場において、ポンプ設備の改築工事を、大杵ポンプ場において、ポンプ棟や、ポンプ設備などの改築工事を、立川中継ポンプ場と丸山中継ポンプ場では、電気設備の改築工事を実施しております。そのほか、江津中継ポンプ場では、改築更新等に係る詳細設計業務を実施しております。また、施設を計画的かつ効率的に管理することを目的とした、ストックマネジメント実施計画策定業務を、公共下水道事業では、秋里処理区及び千代水処理区の17施設、特定環境保全公共下水道事業では、浜村処理区及び青谷処理区の2施設を対象に実施しております。繰越額は、公共下水道事業が2億5,088万円、特定環境保全公共下水道事業が320万1,000円でございます。主な繰越理由といたしましては、仮設計画の見直しに不測の日数を要したこと、

機械設備の納期の長期化によるものでございます。

次に、6ページを御覧ください。処理場費のうち、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の繰越しについて説明いたします。

繰越事業としては、公共下水道事業において、秋里処理区ほか2処理区の処理場を対象とした、ストックマネジメント実施計画策定業務、省エネ・創エネ・再エネの技術導入など、温室効果ガスの削減を検討する委託業務を実施し、秋里下水終末処理場では、汚泥濃縮設備や、電気設備などの改築工事を実施しております。また、特定環境保全公共下水道事業により、吉岡処理区ほか5処理区の処理場を対象として、ストックマネジメント実施計画策定業務を実施しております。繰越額は、公共下水道事業が2億8,299万6,000円、特定環境保全公共下水道事業が2,297万3,000円でございます。主な繰越理由といたしましては、仮設計画の見直しに不測の日数を要したためでございます。

次に、7ページを御覧ください。処理場費のうち、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、林業集落排水事業、小規模集合排水処理事業について説明いたします。繰越箇所といたしましては、緑色で処理区名が着色されております東郷・伏野処理区において、維持管理適正化計画策定業務を実施しております。また、緑色で着色されている栄町処理区、青色で着色されている長和瀬処理区、だいたい色で着色されている鷲峯処理区、ピンク色で着色されている鳴瀧処理区について、施設の劣化状況等を調べる機能診断を実施し、施設機能を保全するために必要な対策法を定める、最適整備構想の策定業務を実施しております。繰越額は、合わせて2,920万円でございます。主な繰越理由といたしましては、国の補正予算に呼応するためでございます。

次に、8ページを御覧ください。災害復旧費のうち、農業集落排水の復旧事業について説明いたします。令和5年8月の台風第7号により被害を受けました農業集落排水施設につきましては、早期に応急工事を実施し、他の事業者と調整の上、順次復旧工事を実施しているところでございますが、道路管理者や水道事業者、及び、近接工事との調整に不測の日数を要したため、赤丸で示しております6か所について繰越しを実施するものでございます。繰越額は5,730万円でございます。以上で説明を終わります。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 この付議案で、62ページ見ますと、かなり翌年度繰越しが多いということが分かりますけど、処理場費のほうはですね、国の補正予算に呼応するためちゅうことで、国の補正予算が2月ぐらいも分かりませんが、追加補正ということを期待、それは当然でしょうけど、この全体的な工事箇所やあがりますが、3ページでの普及促進や浸水対策や地震対策ということで、これはどうでしょうかね、発注時期とか、国の交付決定がいつだったのか、発注時期とか、その辺があるのか、かなり繰越しが、建設総務費なんかは、17億のうち、処理場や、翌年度は、建設のほうは僅かちゅうことですか。災害復旧とかがありましたけど、額が多い分は、管渠費なんかがありますけどね、17億8,000万のうち14億3,000万が、翌年度繰越しにあったもんですから、その辺の内訳っていいですか、その交付決定や、発注時期や、

その辺をちょっと説明していただけたらと思います。

◆加藤茂樹委員長 山口次長。

○山口真二次長兼下水道建設課長 下水道建設課、山口でございます。すみません、すぐさま交付時期等が出てきませんけれども、未普及対策事業や浸水対策事業、長寿命化等につきましては、それぞれ交付時期が、それぞれ違っておりますが、基本的には、6年度の4月頃に、基本的な交付決定をいただきまして、4月から対応していく。

もう一つは、国の補正予算でございます。こちらのほうも頂きまして、例えば、未普及の21工区でございますとか、浸水対策の分は32工区、こちらもちょうと大きい額ですけれども、こういったものにつきましては、国の補正予算を頂いて行っとなるものでございます。

例年、繰越事業が多いと、いわゆる事業費が高いという御指摘もいただいとるところでございまして、本年度も、何とか減らそうという策、段取りはしましたけれども、なかなか地元調整等ございまして、今年度もちょっと繰越しが多くなるととこでございまして。来年度に向けて、我々もさらに努力をさせていただきます、早期発注・早期完了を目指して、今年度も事業の執行をしたいと考えてとるところでございまして。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 水道局の場合、耐震の管とか、いろいろ工事関係は、何月から何月のような工期だったというのが、繰越しの説明があつてね、各工区で。下水道の場合、非常に多いかも分かりませんが、工区、発注件数が。一覧表でもあれば、その辺の請負の状況や発注状況が見えるものでね。ただ、この地区が繰越しですっちゃうことだけでは、発注時期も分からんし、2月や3月に発注されたのか、4月出て、交付決定4月で、6月発注でね、ずっと延びたんかが、それが分かりにくいっちゃうのがありましてね、箇所数が多いけど。その辺は、また今後、分かりやすくしてもらったらと思います。これは意見です。

◆加藤茂樹委員長 意見ということです。よろしくお願ひします。そのほかございますか。ございませんね。はい。以上で質疑を終結します。

以上で下水道部を終了します。執行部の皆様は御退席ください。

【都市整備部】

◆加藤茂樹委員長 それでは、続いて都市整備部に入ります。都市整備部長に挨拶をいただいた後、人事異動で異動のあった方で、自己紹介がまだの方は、お願ひしたいと思います。

それでは、山根部長、お願ひいたします。

○山根陽一都市整備部長 失礼します。都市整備部の山根でございます。まず、本日は御挨拶に先立ちまして、おわびと訂正を申し上げます。先般提出させていただきました、報告第7号繰越明許費繰越計算書につきまして、お手元に配付の正誤表のとおり、一部記載の内容に誤りがあることが判明いたしました。この誤りでございまして、議案提出後の確認作業において明らかになったもので、本来であれば、提出前にしっかりと点検をするべきところですが、結果として、不備を生じさせてしまったことを深くおわび申し上げます。今後は、再発防止に向けて、私を含めまして、職員への再指導とチェックの徹底をしてまいり所存でございます。委員各位

におかれましては、多大なる御迷惑と御心配をおかけしましたことを、改めて、心よりおわび申し上げます。

それでは、改めまして、御挨拶をさせていただきます。先月でございますが、皆さんと一緒に行政視察のほうを行かせていただきまして、誠にありがとうございました。都市整備部の関係では、3都市のうち2都市ですね、釧路市さんの地域交通計画、また、室蘭市さんにおける、地方創生コンパクトシティの取組について視察をさせていただきました。一々申し上げると、時間ございませんのですが、それぞれ都市の規模や事業の背景というの、いろいろありますので、一概に鳥取市に全て適用できるというものではございませんが、今後、取り組む施策の参考にしていきたいというふうに考えております。

さて、御存じのとおり、先週、いよいよ鳥取、中国地方も梅雨入りということで、千代川流域では出水期ということで、10月20日まで出水期ということに、一応はなっております。これからは、梅雨とか台風の大雨による河川の増水、土砂災害に注意する時期となってまいります。本市では、おととしですけれども、豪雨、台風の被害ということがありまして、この記憶もまだまだ新しいとでございますけれども、5月末時点におけます、本市の公共土木災害の復旧状況について少しお話ししますと、工事発注の件数ベースで、5月末で97%、そして、完了したものが71%ということで、まだ完全復旧というのには、もう一息ということでございます。引き続き、こうした状況での出水期ということになりますので、気を引き締めて対応していきたいと考えてるところでございます。

それでは、本日の委員会では、美保球場の照明灯更新に係る補正予算案をはじめ、3件の議案、また、繰越明許費繰越計算書を含む3件の報告案件の後に、その他報告事項として、鳥取市景観計画改定に向けた取組について、及び、自動運転バス実証事業についてを御説明させていただきます。簡潔な説明に努めますので、御審議のほう、よろしく願いいたします。以上でございます。

- 徳田 剛次長兼河川公園課長 失礼いたします。令和7年4月1日の人事異動によりまして、このたび、都市整備部次長兼河川公園課長を拝命いたしました徳田です。引き続きよろしくお願いいたします。
- 森田 健次長兼建築指導課長 同じく、都市整備部次長兼建築指導課長を拝命しました森田と申します。よろしくお願い致します。
- 宮部 将建築住宅課長 失礼します。同じく、建築住宅課長を拝命しました宮部です。よろしくお願い致します。
- 岡田久司建築住宅課課長補佐 失礼します。建築住宅課課長補佐を、就きました岡田です。よろしくお願い致します。
- 小林雄二建築指導課課長補佐 失礼します。建築指導課課長補佐を命じられました小林です。よろしくお願い致します。
- 林 克行河川公園課課長補佐 失礼いたします。河川公園課課長補佐、林です。よろしくお願い致します。
- 岩崎勝紀都市企画課課長補佐 失礼します。都市企画課課長補佐を拝命した岩崎です。よろし

くお願いいたします。

○新田洋介鳥取西地域工事事務所長 失礼します。鳥取西地域工事事務所長を拝命しました新田と申します。よろしくお願いいたします。

○山崎 修建築指導課参事 失礼します。建築指導課参事を拝命しました山崎といいます。よろしくお願いいたします。

○竹森潤一郎建築住宅課課長補佐 。失礼します。建築住宅課課長補佐、竹森です。よろしくお願いいたします。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。

議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますようお願いいたします。執行部及び委員の皆様にお願ひ、よろしくお願いいたします。

議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆加藤茂樹委員長 それでは、議案第 82 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を説明ください。宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 失礼します。交通政策課、宮谷です。それでは、議案の説明をさせていただきます。皆様にお配りしております、右肩に赤字で資料 1 とあります、建設水道委員会説明資料により説明させていただきますので、お手元に準備をお願いします。

そうしたら、1 ページに示しておりますとおり、まず、議案第 82 号関係、令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 1 号）から説明させていただきます。

では、3 ページを御覧ください。3 ページの上段でございます。都市整備部歳出合計、補正前の額 59 億 3,730 万 2,000 円に対しまして、今回の補正額は 1 億 449 万 8,000 円、補正後の額は 60 億 3,930 万円となっております。以降、各担当課より、補正予算の概要について説明させていただきます。

それでは、3 ページの中段を御覧ください。はい。まず、交通政策課でございます。款総務費、項総務管理費、目交通対策費、細目生活交通確保対策事業費、（市町村有償運送事業費）でございます。予算書は 21 ページ、事業別概要書は 33 ページ上段です。

説明資料といたしまして、資料の 4 ページを御覧ください。こちら、気高町と鹿野町で運行しております気高循環バスの車両更新について、購入車両の車種を、ワンボックスカーからマイクロバスへ変更するための増額補正予算でございます。

この気高循環バスで使用しておりますワンボックスカーにつきましては、老朽化が進んでおり、本年度の当初予算で車両購入費を計上させていただき、購入の準備を進めてまいりました。そうした中、今年 4 月になりまして、教育委員会のほうから、逢坂小学校の児童のほうです、ね、浜村小学校のほうに先行編入するというお話がありました。その中でも、編入時期が、令和 8 年 4 月になる見込みであるという報告を受けまして、さらに、この翌月、5 月です、ね、先月ですけども、定例教育委員会で正式に、この編入時期が決定されたというところでございま

す。

この編入される逢坂小児童の通学方法につきまして、教育員会がアンケート調査を実施したところ、新たに14人～15人の方の児童の利用が見込まれるということが分かりました。こちら、気高循環バスの現在の利用者が、今4名程度、この便、朝の便はおられますけども、この方と合わせると、ワンボックスカーの定員14人を超えてしまうといった状況が分かりました。このため、バスでの通学を希望する児童の方が、しっかりと乗車できるよう、購入車両を29人乗りのマイクロバスに変更したいと考えまして、6月補正予算をお願いするものでございます。補正額は688万2,000円、ワンボックスカーとマイクロバスの差額となっております。以上です。

◆加藤茂樹委員長 徳田次長。

○徳田 剛次長兼河川公園課長 河川公園課、徳田です。引き続き、資料1の5ページを御覧ください。補正予算書は27ページ、事業別概要は33ページ下段です。中段でございますが、（公園整備事業費）でございます。補正額は9,470万円です。

次に、その下になります。補正予算書は27ページ、事業別概要は34ページ上段です。同じく、公園整備費のうち、地域コミュニティ支援事業費でございます。補正額は250万円でございます。

次に、資料1の6ページを御覧ください。内容について、少し詳しく説明させていただきます。公園整備事業費でございます。これは、鳥取市営美保球場の照明灯更新工事として、4灯、現在照明灯がございますが、更新するものでございます。令和7年度4月1日付をもちまして、国のほうの内示で、かなりちょっと、今までにないぐらいの交付額を決定をいただきまして、このたび、6月補正で計上させていただくものでございます。

事業内容としましては、設置から40年経過しております照明灯、メタルハライドランプと、それから、高圧ナトリウム、2種類のランプを使って、現在照明を照らしている状況でございますが、このうちのメタルハライドランプ、こちらが製造中止となっております。また、分電盤等が、もうかなり老朽化しており、電力をかなり食うことから、このたびLED照明に更新するものでございます。

現場としましては、4灯ございまして、このうち、1つの柱に36灯照明がついております。内訳としましては、メタルハライドランプ1,000ワット、こちらが24灯、高圧ナトリウムランプが660ワット12灯、計36灯で、それぞれ4本に同じものがついております。これをLED照明に、同じく36灯で、照明を器具ごと交換し、整備するものでございます。

補正額としましては、事務費20万と、それから、工事費9,450万の合計、9,470万円を補正予算で計上するものでございます。財源は、社会資本整備総合交付金並びに公共事業等債を充当するものでございます。

次に、資料1の7ページを御覧ください。こちらは、地域コミュニティ支援事業費でございます。これは、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費を財源として実施するコミュニティ助成事業に申請した、叶新町の1町内会が採択となったものでございます。遊具の設置主体は、当該1町内ですが、財団からの助成金は鳥取市に入るため、叶新町

町内会の2つの公共空地、右下に図面を見ていただきますと、153の公共空地と189の公共空地、こちらでございますが、同じ町内会で、こちらの公共空地に、1つはスイング遊具1基と、それから標柱を1基、それから、189のほうの公共空地には、3連低鉄棒1基と、スイング遊具1基と、標柱を新設するものでございます。補正額250万円、全て財団からの助成金を充当するものでございます。

資料1の5ページに戻っていただきまして、河川公園課、補正前の額10億4,223万5,000円に対しまして、今回の補正額9,720万円、補正後の額11億3,693万5,000円でございます。河川公園課は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課、宮部です。それでは、建築住宅課の補正について説明いたします。資料1の8ページを御覧ください。土木費、住宅費、住宅管理費の（その他住宅管理事務費）です。予算書は29ページ、事業別概要書は34ページ下段です。市営住宅賀露団地で発生しました、漏水事故による賠償金について計上するものです。補正額は41万6,000円です。補正後の額は、6億8,127万3,000円です。

続いて、9ページを御覧ください。その他住宅管理事務費の詳細になります。令和7年2月22日に、市営住宅賀露団地で発生した漏水事故につきまして、3月10日の本委員会で、事故発生時の経過を報告させていただいてるところですが、漏水事故を受けた相手方との、その後の協議の結果、損害賠償額が確定し、5月8日に相手方と和解が成立しました。

損害賠償額としまして、物品補償、休業補償、移転補償費など、補正額41万6,000円を計上するものです。財源は一般財源です。なお、相手方からの申出により、早急に損害賠償を行う必要があったことから、既決予算で流用し、執行しておりますが、当該予算について、本議会において、議決、承認をお願いするものです。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 以上、説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第90号鳥取市手数料条例の一部改正について（説明）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第90号鳥取市手数料条例の一部改正についてを説明ください。

◆加藤茂樹委員長 森田次長。

○森田 健次長兼建築指導課長 建築指導課、森田です。議案第90号鳥取市手数料条例の一部改正について説明いたします。資料1の10ページ～37ページ、付議案は17ページ～28ページです。資料1を使って説明いたします。10ページを御覧ください。

建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、以下、建築物省エネ法といます。これの一部の改正施行に伴い、鳥取市手数料条例の一部を改正するもので、今回の条例改正の目的は、建築確認・審査、完了検査、省エネ基準適合判定などに係る手数料を改めるために行います。

資料の説明に参ります。条例の改正の目的と背景です。令和7年4月1日の建築基準法改正により、構造安全性基準など、一部の審査・検査が省略される特例制度、これを、審査省略制度といいます。これが見直され、階数2以上、または、延べ面積が200平方メートルを超える建築物も、適用される全ての規定について、審査・検査の対象となりました。また、建築物省エネ法も、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの利用拡大の取組強化のため、エネルギー消費性能の向上に加え、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進が追加されました。これらを踏まえた改正により、全ての新築住宅・非住宅に、省エネ基準への適合が義務づけられるとともに、省エネ化に伴い、重量化している建築物の安全性を確保するため、省エネ基準や、構造安全性基準などへの適合を確実に確保すべく、建築確認・検査の対象外となっていた建築物や、審査省略制度の対象となっていた建築物も、一部を除き、一般の建築物同様に、建築確認・検査されることになりました。

10ページ下段の図を簡単に説明しますと、左の図は、審査省略制度の対象であった、一般的な木造2階の住宅も、一般の建築物と同様の審査をされることとなり、右の図は、同じく一般的な木造2階の住宅も、確認申請の際に省エネ適合審査をされることとなります。

改正内容です。建築確認・検査の対象となる建築物は、総じて省エネ基準への適合審査とともに、構造安全性の基準なども審査する必要が生じることとなり、これらの審査に係る時間数の増加などを鑑みて、適正な手数料を徴収するための改正をするもので、手数料の改正に当たっては、県内の行政庁、これは、県と4市になります、これらで協議を行い、統一した金額で改正することとなり、平成11年頃の金額から、実に25年ぶりの手数料改正となります。

手数料については、省エネの審査などに係る時間数は、国から示された時間を基に、建築確認・審査などの時間数は、県や4市の各行政庁が模擬審査を行い、審査に必要な時間数を県が取りまとめ、調整を行った時間を基に算定しています。一般的な木造2階の住宅、平均的な延べ面積125平方メートルを例に取りますと、建築確認申請手数料は、改正前の1万4,000円に対し、改正後は2万8,000円、省エネの適合審査を含めると、4万1,000円となっています。県内の状況になりますが、鳥取県をはじめ、米子・倉吉・境港の3市で、4月1日に改正済みとなっています。

改正期日になります。施行期日は、公布の日から施行、議決の翌日を予定としております。

なお、資料1の11ページ～37ページにかけて、条例の新旧対照表を載せていますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。説明は以上となります。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第97号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第97号専決処分事項の報告及び承認についてのうち、所管に属する部分を説明ください。、河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。議案第97号関係、専決処分事項の報告及び承認について、令和6年度一般会計3月専決補正予算のうち、都市整備部の所管に属する部分について説明いたします。資料1の38ページ上段を御覧ください。

都市整備部歳出合計、補正前の額82億148万2,000円に対しまして、補正額1億7,000万円の減額、補正後の額は80億3,148万2,000円でございます。以降、各担当課より順に説明させていただきます。

まず、都市企画課より説明します。予算書は32ページとなります。款土木費、項河川費、目河川総務費の急傾斜地崩壊対策県営事業負担金、及び、項都市計画費、目街路事業費の（県営街路事業負担金）について、それぞれ、急傾斜地崩壊対策県営事業負担金については210万円を、県営街路事業負担金については260万円を、地方債から一般財源に財源更正を行っております。これは、予算編成に当たりまして、公共施設の整備事業等について、充当率が100%ではない起債を充てている事業においては、併せて行政改革推進債を充当しております。しかし、行政改革推進債が、交付税措置のない起債であることから、令和6年度は、最終的に特別交付税の増など、歳入が増加したことにより、令和6年度3月専決補正予算で、全ての行政改革推進債を一般財源へ振り替える財源更正を行ったものです。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 筒井課長。

○筒井真二まちなか未来創造課長 まちなか未来創造課、筒井です。資料のほうは、引き続き39ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、企画費の遊休不動産利活用推進事業費で、予算書は26ページになります。専決内容ですけれども、本事業に対しまして、企業版ふるさと納税の寄附が、本年3月27日にありまして、その寄附額100万円に関しまして、一般財源100万円を、その他の特定財源に財源更正を行ったものでございます。説明は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 徳田次長。

○徳田 剛次長兼河川公園課長 河川公園課、徳田です。引き続き、資料1の40ページを御覧ください。公園整備事業費と、補助災害復旧費（河川公園課）、令和5年台風第7号関連でございます。予算書は32ページと34ページでございます。公園整備費におきましては800万円、こちらを財源更正として、また、災害復旧費、1,240万円、こちらを財源更正しております。理由といたしましては、先ほど、河田次長が説明した内容と同様でございますが、令和6年度3月専決補正予算で、行政改革推進債を一般財源へ振り替える財源更正を行ったものでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。資料1、41ページを御覧ください。財源更正につきましては、先ほど説明したのと同じでございます。

同じく、資料1、41ページ、付議案は四十、同じく41ページ、予算書は30ページ～31ページになります。目道路維持費、細目除雪関係費、細々目（除雪費）1億7,000万について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

理由につきましては、2月段階で、全国的に豪雪が予想され、3月の平年より2日分多く予

算計上しておりましたが、3月になり平年並みとなったため、除雪費1億7,000万円を減額の専決処分を行うものでございます。

道路課補正額1億7,000万減額、補正後の額41億1,257万1,000円です。以上です。

◆加藤茂樹委員長 はい。説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

報告第7号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、報告に入ります。報告第7号繰越明許費繰越計算書についてのうち、所管に属する部分を説明ください。河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。初めに先ほど部長から説明がありましたように、付議案50ページの急傾斜地崩壊対策県営事業負担金の額に誤りがございました。それに伴いまして、委員会資料の42ページも訂正が必要になりましたので、お手元に正誤表をお配りしております。赤字の部分が訂正した数字になりますので、この数字で御確認をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

それでは、報告第7号関係、繰越明許費繰越計算書、都市整備部の所管に属する部分について報告いたします。付議案は47ページ～53ページでございます。引き続き、資料1により説明いたします。42ページを御覧ください。

初めに、都市企画課分の繰越明許費について御報告いたします。都市企画課では、4事業の繰越額が確定いたしました。急傾斜地崩壊対策県営事業負担金については、繰越明許費2,301万2,000円でございます。急傾斜地崩壊対策県営事業負担金（令和6年度国1次補正）については、繰越明許費1,160万円でございます。都市計画策定費については、繰越明許費1,482万7,000円でございます。県営街路事業負担金については、繰越明許費1,307万7,000円でございます。都市企画課、繰越明許費合計6,251万6,000円でございます。以上です。

◆加藤茂樹委員長 徳田次長。

○徳田 剛次長兼河川公園課長 河川公園課、徳田です。引き続き、同じページの下段、中段～下段を御覧ください。治水事業をはじめ、河川公園課につきましては、合計6事業で繰越しを認めていただいております。治水対策事業費におきましては、繰越明許費8,796万円です。小規模急傾斜地崩壊対策事業費です。こちら、繰越明許費7,030万円でございます。公園整備事業費につきましては、繰越明許費8,033万9,000円でございます。公園整備事業費（令和6年度国1次補正）でございます。明許費3億570万円でございます。次に、過年災害復旧補助事業災害復旧費でございます。こちら、繰越明許費1億7,461万2,000円でございます。次に、単独災害復旧費でございます。こちらが1億664万5,000円でございます。河川公園課の繰越明許費合計といたしましては、8億2,555万6,000円でございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。資料1の43ページを御覧ください。道

路課の繰越明許費繰越計算書、6事業について御報告させていただきます。

一般道補修費として356万8,000円、社会資本整備総合交付金事業費として4,241万2,000円、防災・安全交付金事業費として2億5,401万9,000円、防災・安全交付金事業費（令和6年度国1次補正）分として7,331万5,000円、公共土木災害復旧費、補助災害復旧費として2億4,529万5,000円、公共土木災害復旧費、補助災害復旧費（令和5年台風第7号関連）として5億330万円、繰越しが確定したので報告します。

道路課、繰越額合計11億2,190万9,000円です。以上です。

◆加藤茂樹委員長 森田次長。

○森田 健次長兼建築指導課長 建築指導課、森田です。引き続き、建築指導課の繰越しです。同じく、資料1の43ページです。1事業の繰越しになります。住宅・建築物耐震診断・改修支援事業について、繰越明許費は8,502万7,000円です。

あと、都市整備部全体の繰越明許費は、令和6年度予算額37億8,085万2,000円のうち、繰越明許費20億9,500万8,000円になります。以上です。

◆加藤茂樹委員長 ごめんなさい。先ほどの令和6年度予算額の都市整備部合計の金額は、記載と、今発言された金額が違いましたけど、もう一度改めてよろしいでしょうか。

○森田 健次長兼建築指導課長 すみません。訂正後の金額です。訂正後の金額になりまして、令和6年度予算額は、37億8,085万2,000円のうち、繰越明許費20億9,500万8,000円となります。以上です。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。

委員の皆様、43ページの令和6年度予算額の表の一番下、都市整備部合計、令和6年度予算額の一番下の合計の金額も変わってきますので、ここの訂正もよろしくお願いいたします。

それでは、説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。よろしいでしょうか。はい。以上で質疑を終結をします。

報告第12号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 次に、報告第12号専決処分事項の報告についてを説明ください。宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課、宮部です。報告第12号専決処分事項の報告について説明いたします。資料1の44ページ、付議案は73ページです。併せて、資料1の9ページも御覧ください。

先ほど、6月補正予算でも説明いたしました、令和7年2月22日に、市営住宅賀露団地で発生した、4階住戸のトイレタンクから漏水し、3階住戸が浸水したことにより、家財などが損傷した漏水事故につきまして、被害を受けた相手方と和解が成立したものです。

3月10日の本委員会の報告後の経過としましては、被害を受けた入居者との、訪問による4回の協議を行った結果、損害賠償額の合意が整い、5月8日に示談書の締結をしました。

損害賠償額は66万3,584円となっております。

損害賠償額の内容につきましては、令和6年度に早急に対応が必要であった、トイレや玄関

などの生活用品や、靴のクリーニング、被害のあった住宅からの引っ越し費用を補償しています。

令和7年度は、継続して相手方と協議を行った結果、漏水時の停電の影響により廃棄となった、冷蔵庫内の食材費の補償、同じく、テレビの故障による修繕、引っ越しなどのため、仕事を休まなければならなくなったことによる、入居者に対する休業補償、一時避難を余儀なくされたための移転費用の補償となっております。

既払金 39 万 634 円につきましては、損害賠償額のうち、令和6年度・7年度に、損傷した家財等の補償や、物品の修繕など、市で対応したものであり、それ以外の休業補償など、被害に遭われた相手方への支払い額が、27 万 2,950 円となっております。

なお、不具合のあったトイレタンク内の部品につきましては、同じ棟の全ての部屋の入居者と日程調整した上、点検し、部品の取り替え作業を完了しております。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。よろしいでしょうか。はい。以上で質疑を終結をします。

報告第13号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 次に、報告第13号専決処分事項の報告についてを説明ください。徳田次長。

○徳田 剛次長兼河川公園課長 河川公園課、徳田でございます。資料1の45ページを御覧ください。報告第13号専決処分事項の報告についてでございます。鳥取市都市公園条例の一部改正についてでございます。付議案75ページでございます。

本条例の改正の目的としましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令、以下バリアフリー法施行令でございますが、こちらが、一部改正に伴いまして、関係する条文の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、本条例に規定しておりますバリアフリー法施行令、こちらが、一層促進を図ることを目的として、トイレ、それから駐車場等のバリアフリー基準についての所要の見直し等により一部改正され、令和7年6月1日に、既に施行されたものでございます。バリアフリー法施行令の一部改正に伴いまして、鳥取市都市公園条例、こちらの別表になりますが、別表第1第1項第6号中の線状ブロック等の規定による関係の条文の条ずれが発生するため、修正を行ったものでございます。

都市公園条例の現行バリアフリー法施行令第21条第2項第1号が、改正後バリアフリー法施行令第22条第2項第1号に、加えまして、バリアフリー法、法の本文でございます。こちらが、令和3年4月1日に施行で、既に改正されたものでございますが、鳥取市都市公園条例第2条の4第1項中の特定公園施設、こちらの規定に関する関係条文の、同じく条ずれが発生しているため、併せて修正を行うものでございます。第2条4第1項関係としまして、現行バリアフリー法第2条第13号、こちらが、改正後バリアフリー法第2条第15号に改正され、修正したものでございます。

なお、この条例につきましては、令和7年6月1日から施行することとしており、ただし、

第2条の4の改正規定は、公布の日が、令和7年5月14日としております。報告は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。よろしいですか。はい。以上で質疑を終結をします。

鳥取市景観計画改定に向けた取組みについて（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、その他報告事項に入ります。鳥取市景観計画改定に向けた取組についてを説明ください。河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。鳥取市景観計画改定に向けた取組について御報告いたします。

本市では、平成20年に策定した鳥取市景観計画に基づき、地域の特性を生かした良好な景観の保全・創出を推進してきましたが、計画策定から長期間が経過し、景観を取り巻く環境に変化が生じています。そのため、令和6年度から令和7年度の2か年にかけて、景観計画の改定を行っているところです。

資料1の48ページを御覧ください。本日の委員会では、昨年度、令和6年度に検討を行いました、現行計画改定の枠組み、市民・事業者からのニーズ等、市民等ニーズを踏まえた新たな取組、具体的な新たな取組について御報告いたします。

49ページの現行計画改定の枠組みを御覧ください。地域の景観を取り巻く環境の変化や、計画運用の課題を踏まえ、景観形成に関わる施策の改善方向について、改定理由や改定内容などを整理する必要があり、現行計画の検証と見直しの視点によって課題を抽出し、計画の枠組みの整理を行っています。現行計画の検証では、現行計画の基本方針による取組、現行計画の行為制限に関する事項などの検証・評価により、山当て景観等の景観形成方針を検討する必要があるなどの課題を抽出しています。

また、見直しの視点では、上位・関連計画との整合、景観形成審議会並びに市議会での意見、市民・事業者等からのニーズによって、市民との意識共有の充実を図る必要があるなどの課題を抽出しています。これらの課題によって、眺望景観形成の方針、並びに、景観づくりの取組に対する支援制度などを、景観計画の枠組みとして追加を検討しているところです。

50ページを御覧ください。市民・事業者からのニーズを反映するための取組として、市民アンケート並びに事業者ヒアリングを実施いたしました。市民アンケートなどによって、景観上改善したい景色や場所が鳥取駅周辺であることや、お勧めしたい、守っていききたい場所として、鳥取城跡・久松公園が、景観に求められるニーズとして抽出されたところです。

51ページをお願いします。現行計画改定の枠組み、並びに、市民等からのニーズを踏まえ、鳥取駅周辺と鳥取城跡・久松公園への改善ニーズなどが高いことから、検討すべきエリアとして抽出しています。

左側の地図は、この2地区を検討すべきエリアとして、本市の関連計画である、鳥取駅周辺再生基本計画のエリアマップを示しています。赤色の着色範囲が鳥取駅周辺地区、紫色の着色

範囲が鳥取城跡周辺地区を示しています。それぞれのエリアは、関連計画である、鳥取駅周辺再生基本計画や、鳥取城跡周辺にぎわい交流ビジョンにおいて、対象エリアの位置づけがなされています。

続きまして、52 ページの具体的な新たな取組を御覧ください。ここでは、鳥取市のシンボルとなる景観を守るとして、久松山周辺の景観施策を検討しています。久松山は、本市を象徴する山で、シンボリックな存在ではありますが、一方で、眺める場所である視点場と、眺める対象の視対象の間に位置する市街地の変化により、眺望景観も影響を受け、視対象となる眺望景観を阻害しない取組が求められています。これにより、久松山と鳥取城跡周辺の眺望景観を、保全・継承する方策を検討することとしています。

左上の図は、久松山の見かけ上の高さですが、3分の1、2分の1、3分の2のラインを白い点線で示しています。例えば、久松山の見かけ上の高さ3分の1ライン以下に建築物の高さを制限する場合、その3分の1のラインから上側が眺望できることとなります。

右側の写真では、仁風閣と、その背後に、今後復元が検討されている三階櫓の石垣が見えています。

左下の地図では、都市計画図を用いた法適用現況図となっています。この地図の中で、通称片原通りから北側の、青色並びに緑色の線で示す楕円の範囲では、建築物の容積率が200%～400%で、用途地域としては、高度利用がなされない区域となっています。

右下の断面図では、眺望景観の保全に当たり、建築物等の高さ制限を検討するためのイメージ図となっています。市民の憩いの場である袋川を眺める場所である視点場とし、久松山等を眺める対象の視対象として、案1と案2で、それぞれの仰角を示しています。

復元検討の三階櫓が見える高さに、建築物等を抑えるための検討を、案1としています。案1では、緑色の点線で示す仰角1.4度以下として、赤線のCのラインですけれども、片原通りから三階櫓までの区域で、左下の地図の青色と緑色で示す楕円の範囲において、建築物の高さを、13メートル以下に抑える設定となっています。

案2は、久松山の見かけ上の高さ3分の1以下に、建築物等を抑えるための検討となります。青色の点線で示す仰角2.9度以下として、赤線のCのラインになりますけれども、片原通りから国道53号の片原通り周辺を、石垣の基礎の高さに誘導するため、25メートル以下に、国道53号から久松山の城跡周辺を13メートル以下に抑える設定となります。

建築物の高さを抑えるための方策として、景観事前協議制度の導入を検討しており、この制度を活用することで、今後、高層建築物などが建築される際に、眺望景観の保全する取組として対応していきたいと考えています。

続いて、53 ページを御覧ください。ここでは、再整備される鳥取駅周辺の景観を誘導する景観施策を検討しています。鳥取駅周辺は、山陰東部圏域の中心市の核としての役割を担い、交通結節点の駅を中心に、都市機能や交流機能など、様々な機能が集積し、人々が行き交う舞台となっています。現在、駅周辺のにぎわい創出等を目指す開発計画が進められており、多くの人の目に留まる鳥取市の玄関口として、良好な景観を演出していく必要があります。

新たに景観施策に取り組む区域としては、地域ごとに特色のある景観の保全・創出が必要な

地区や、開発計画等が進められ、景観に多大な影響が想定される地区のうち、景観形成に向けた取組効果が特に高い地区を選定することとしており、このたびの景観計画の改定において、鳥取駅周辺地区を、景観形成重点区域に追加することを検討いたします。説明は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 50ページのほうですね、市民アンケート、対象者が2,000人、この対象者に対しては、どのように、無作為なのか、回答率が低い、471人、23.6%ですが、この低い理由ってどうか、その辺の状況はどのように把握されとるのか。

また、右側のほうに、求められるニーズとして、1位が鳥取駅周辺や幹線道、3位に湖山池というのが入ってましてね、鳥取城跡や久松公園は4位で、赤字が入って、この湖山池を、計画的に、その周辺を取り組まないというのは、今の考え方をちょっとお尋ねしたいと思います。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。市民アンケートにつきましては、対象者2,000人で、回答者471人、回答率が23.6%となっております。回答率としては、ちょっと低いものとなっております。回答率が低い原因といたしましては、事務局のほうといたしましては、やはりちょっと景観というものについて、なかなか認識といたしますか、取組についての考えているのが難しいところから、なかなかちょっとアンケートに対する回答率というのが、ちょっといただけなかったのかなというふうに感じております。ほかの自治体の回答率を求めても、やはり20%~30%っていう、ちょっと回答率になっておりまして、やはり景観というものについて、なかなか市民の理解がちょっと得づらいようなことだと考えています。

それで、改善したほうがいいと感じている景色や場所として、3位が湖山池となっておりますけれども、湖山池に関しては、今現在で、景観形成重点区域に指定されておりまして、これについては、この改善したほうがいいと感じてる景色や場所としてのアンケートについては、新たに景観形成重点区域を設定を行うことを考える、検討するためにアンケートをしておりますので、湖山池については、景観形成重点区域、今現在もう設定されておりますので、必要がないと考えています。

すみません、それと、アンケートは無作為なのかという話がありましたけれども、アンケートにつきましては、鳥取市の旧市、それと各新市域、支所地域について、人口に比例した配分で、アンケートのほうを行っています。以上です。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 アンケートについては、なかなか関心が薄いようですので、低いのかなと感じますが、湖山池が重点区域に入れてあるというのが、前々からあると言われましたけれど、基本的には、あの周辺が、やはりもう竹林やね、そういう、もう雑草が、いろいろ荒れとるといふのがありましてね、基本的には、県道沿いから、ずっと湖山池見渡す、良田辺り、高住からずっと出て、良田から吉岡ぐらいでしょうか、湖山池沿いを走る道路があるわけですけど、そ

の周辺が非常に荒れてるという感じが見えましてね。その辺がやはり、景観形成の条例をつくるとか、その辺のきちとした、もう高いものは駄目だぞとか、その辺の整備、あるいは、鳥取市がその雑種地を買って、景観形成の一部とするか、湖山駅周辺の、何でしょうかね、雑種地をきちとした整備をして、土地に変えるという検討が必要かと思えますけど、その辺の考え方をちょっとお尋ねしたいと思います。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。湖山池景観地区について、先ほど、委員のほうから、良田の辺りでしょうか、南側のほうについて、ちょっと景観が、保全が図れてない区域があるというお話でした。具体的に、ちょっとどういったところなのかってところは、またお伺いしたいと思いますけれども、今現在、その景観区域内においては、対象となる建築物等については、届出が事前に出てはおりまして、こちらのほうの景観誘導について確認をしていただきまして、それどおりの施工が行われていると考えています。もう一度、現場のほう確認をいたしまして、必要な景観形成の検討を、また今後行っていきたいと考えています。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 太田です。御説明ありがとうございました。ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、52ページ、石垣の基礎の高さとかあります、それから、天端とかあります。この基礎、石垣っていうのは、三階櫓の石垣なのか、二ノ丸の石垣なのかというのが御説明があったのか否か教えてください。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。今示しています石垣というのは、三階、写真、真ん中辺りの仁風閣と石垣っていう写真ありますけども、この写真に見えている三階櫓の石垣のことを言っております。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 ということは、二ノ丸の石垣の基礎ではないということなので、二ノ丸全体、要するに、巻石垣とか、そういったものは、ではなくて、上の三階櫓の石垣っていうことでよろしいですか。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 おっしゃるとおりです。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 左側に3分の1、3分の2ということでラインを示してくださっていますが、この後ろに、今、石垣が、三階櫓の石垣とおっしゃったので、できれば、この二ノ丸の巻石垣のラインが、どこなら見えるのかというのをお示しいただいたほうが分かりやすいかなというふうに思います。まずはそれを示していただきたいと。

それから、鳥取市としては、この3分の1、2分の1、3分の2のどのラインを目指していきたいというお気持ちがあらわれるのか。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。二ノ丸の石垣については、すみません、ちょっと今、高さのほうをちょっと把握しておりませんので、また、今後の検討の中で加えていきたいと考えています。

それと、久松山の見かけ上の高さ、3分の1とするのか、2分の1とするのか、3分の2とするのか、これは、たくさん久松山が見えるほうがいいので、3分の1が一番いい検討になると思うんですけども、今回の視点場だけではなく、視点場については、今回の検討、案1、案2を検討している視点場は、袋川と智頭街道が交差する場所、そこを視点場としておりますけれども、それぞれ視点場を1か所だけではなく、何か所か設定をいたしまして、それぞれの箇所、その見かけ上の高さであるとか、石垣が見える高さ、そういったものを今後検討してまいりますので、その中で、可能な範囲の高さ設定、見かけ上の高さ設定を検討したいと考えています。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 現在、三階櫓が、まだ建設されていないわけで、そのことを考えると、三階櫓が見えればいいというのではなくて、現況の二ノ丸の、せっかく整備している二ノ丸と巻石垣の部分ですね、その辺りをしっかり示していただくことが、市民にとっても検討しやすくなるのではないかと考えます。

それから、もう一つ、今おっしゃったように、智頭街道ということで、智頭街道をメインにお話くださったんですが、先ほど御説明があった鹿野街道は、都市計画の中では、高層の利用はできないことになっているということなので、鹿野街道を、これ、今後どう守っていけるのかという視点も、もう少し加えていただいたらというふうに考えます。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 二ノ丸の石垣については、また検討の中で、ちょっと今後、加えて確認をさせていただきたいと思います。

鹿野街道についても、今後の検討とさせていただきます。以上です。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。よろしいですね。

以上で質疑を終結します。

自動運転バス実証事業について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 次に、自動運転バス実証事業についてを御説明ください。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 それでは、自動運転バス実証事業について報告させていただきます。資料は54ページを御覧ください。こちら、まず54ページにつきましては、昨年12月に実施しました、自動運転バスの実証運行につきましてでございます。

資料の右側を御覧ください。試乗ルートでございますが、令和6年度におきましては、鳥取バスターミナルを出発しまして、若桜街道を北へ向かって、鹿野街道を通って帰ってくるという周回コースということで、左折を中心とした、比較的自動運転がしやすいコースで実証をさせていただきました。さらに、令和6年度におきましては、信号機と自動運転車両とのデータ

連携でありましたり、停留所を新たに設置ということでありましたり、あと、路上駐車を追い越す機能を新たに追加したという形で実証を実施いたしました。

資料左側でございますが、期間中 500 人を超える方に試乗いただきまして、おおむね好評、このアンケート結果ですけれども、好評いただいたというところでございます。

自動運転率につきましては、赤字にしておりますが、前回と比べまして向上しまして、95.3%、これ、キロベースですけれども、自動運転、手動介入せずに、自動で走行できたといったことにはなっております。

一方、路上駐車回避機能を追加しましたけれども、大型車両が路肩にある場合には、その自動運転の車両が中央線を越えてしまうということがございまして、そういうときには、手動介入が入るといったこと、あと、右折の交差点では、直進車両がなかなか途切れない場合に、信号が変わってしまって、交差点の中に置き去りになってしまって、そういうときに手動でというところありまして、そこは、なかなか自動では難しいのかなというような結果になっております。また、緊急時の対応でございましたり、バス事業者が、今後、実際、営業運行をしていく場合にも、なかなかこの無人運転に向けては、大きな課題があるのかなと思ひまして、まだ、さらなる試験上は課題であると、さらなる検証が必要であるという結果となりました。

続きまして、資料の 55 ページを御覧ください。55 ページが、本年度計画しております自動運転バス実証事業の計画案でございます。はい。本年度のコースですけれども、右側を御覧いただきましたら、若桜街道から、若桜街道を北上しまして、今年は片原通りを走行いたしまして、鹿野街道を通過して、城跡周辺、それから、また若桜街道、帰ってくるという形で、少し、くる梨緑コースに近い形に戻そうかなといったことを考えてございます。

この今回の事業運行の体制でございますが、中段でございます。また今年も、12 月、国の補助の関係もございまして、実施時期は、どうしてもこの時期になってしまいますが、この時期に実施します。事業主体につきましては、鳥取市とティアフォー社、こちら、ティアフォーにつきましては、これまでもお世話になっておりまして、自動運転システムであったり、車両を提供していただける会社でございます。こちらのほうと、2 者でコンソーシアムを結成いたします。運行に関する部分、実際に乗務員さんに乗っていただく分につきましては、引き続き、地元バス事業者であります日ノ丸自動車と日本交通に担っていただくといった形でございます。

また、事業全体のマネジメントにつきましては、昨年度まで、WILLER 株式会社をお願いしておりましたけれども、今年は、日本工営株式会社のほうに変更しまして、実施したいと思っております。

赤字にしておりますが、今回の事業に係ります事業費につきましては、約 4,500 万円と想定をしております。こちら、国の補助制度が、昨年度までは補助率は 10 分の 10 ということで、国の施策ということで、国費 100% といったことでございましたけれども、本年度からは、補助率は 5 分の 4 となりまして、事業費の 5 分の 1 部分は、自己負担をする必要が生じております。この自己負担部分につきましては、協議しました結果、民間事業者のほうに負担していただけるということとなりまして、今回は、事業費の財源としましては、国庫補助金と民間資金で充当するといった形になっております。また、国庫補助金につきましても、こちらの民間事業

者が、国から直接受け入れるという形になっておりまして、今回の実証運行に関しまして、本市の予算計上はないといったところでございます。

現在、12月の実証に向けまして、事業計画を詰めている段階でございまして、今後、警察でありましたり、関係機関と、各種調整を進めていきたいと思っております。

全国、今、各地で自動運転のほうの実証事業が行われておりますが、やはり、そのレベル4の無人運行につきましては、なかなか乗客を輸送するということまでは、なかなか技術面も含めまして、例えば、緊急時の対応でありましたり、バス事業者が運行を継続するためには、実施体制であったり、経費面、様々な大きな課題があるのかなといったことで聞いております。本市におきましても、バス運転手不足の対応につきましては、自動運転は全てではございませんけれども、この自動運転っていうのも1つの、今、手段の1つとしまして、今後、この自動運転技術というものが、どの程度活用できるものなのかとか、どの程度効果あるのか、あと、鳥取においては、どういった形がいいのかなっていうことも、バス事業者の意見を聴きながら、一緒に検討していきたいと思っております。以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 太田です。まずですね、54ページのほうにも、今後の取組の方針で、検証を深めてまいりますというふうにあります。それから、今御説明いただいた、55ページのほうも、深堀り、検証を深堀りっていうことなんですけど、この検証されている具体的な内容について、もし、御説明いただける部分があれば、御説明いただきたいと思えます。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷でございます。今検証しておりますのは、大きなところは技術面というところで、やっぱり自動運転率が100%にならないと、どうしても無人にはなりませんので、そこを1つ目指しているというところと、あと、例えば、予約等もそうですけども、今座って乗車いただくことが前提となっております。その中では、例えば、事前に予約していくことが必要ですし、例えば、座席数を超えた方の利用がしたいというときには、じゃあどうするのかといった運営の問題であります。あと、今、遠隔監視なんかもしておりますけども、例えば、車椅子等で介助が必要な方がおられましたら、運転手じゃなくても、例えば、補助員っていいですか、そういった方が必要になるといったことも、全国出てきておりますので、そうなってくると、なかなか人の削減にはならないのかなといったこともありますんで、そういったとこで、技術面で走れますけども、実際、バスで人を運ぼうと思ったら、様々な課題があるのかなというところ、あと、これを継続していこうと思えば、やはりその経費面、かなりの多額になっておりますんで、そういったもので、もう少し全国的に、この自動運転が普及しますと、コストも下がってくるのかなと思っております。今、インシャルの車両であったり、システムのほうもすごい高額ですので、これが増えてきて、大量生産といいますか、そうなってくると、少し導入しやすくなるのかなと、そういったいろんな角度から検証しております。

◆加藤茂樹委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 ありがとうございます。それから、このたび会社が替わられるっていうことでお示しいただきましたけれども、そのことによって、何か不利益を生じることはないのか、それから、ずっと、システムですね、データ等を、今までのシステムの会社が持つとられて、その辺りの著作権といいますか、そういったものは、今後、鳥取市のほうには、どう引き継いでいけるのか、いただけるのか、あるいは共有していくものなのか、その辺り、2件お願いします。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。今ですね、今回、実際変更はしましたけれども、WILLER株式会社につきましては、高速バスの運行がメインな会社でございまして、自動運転にも、たけておって、ティアフォーとも組んで、いろんな自治体で実証してるということもありまして、一緒にしてきましたけれども、将来、先見ますと、バスの運行の部分は、やはり地元が担ったほうがいだろうというような判断もありまして、今回も変更をして、できるだけ運行管理については、日ノ丸・日交がやってみようっていうところもあります。

あと、データにつきましては、ティアフォーが、基本的に自動運転システム持っておりますんで、実は、なかなか、そちらのデータも、我々が持っても使えないというのがございまして、基本的には、そういった細かなデータは、ティアフォーが全て持っておって、私たちとしましては、いろんな自動運転のシステムの会社でございますので、本格導入する際には、どの業者がいいのかっていうのは、選ぶ側といいますか、そういった考えでおります。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。よろしいですか。はい。以上で質疑を終結をします。

以上で都市整備部を終了します。執行部の皆様は御退席ください。

【その他】

視察報告書について

◆加藤茂樹委員長 その他に入りたいと思います。その他、協議事項ですが、先日の委員会の視察についてであります。毎回のよう、4委員会の視察報告書が、議会だよりと同じように4つ並ぶ分の中で、建設水道委員会の分で、視察場所1つを候補として上げてもらいたいと思います。

○毛利 元市議会事務局局長補佐 委員長。

◆加藤茂樹委員長 事務局どうぞ。

○毛利 元市議会事務局局長補佐 補足説明をさせていただきます。本日の分については、視察報告の取りまとめについては、次回皆さんに見ていただく予定なんですけれども、さっき、先ほど委員長が申し上げられたとおり、その議会だより、どれを載せるかというお話ですので、議員さんの中で、どれが一番印象に残ったかどうか、というような観点で御確認いただいてもよろしいかと思います。以上です。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。今回は3か所で、まず1日目が釧路市で公共交通計画、2日目が札幌市の下水道と下水道科学館、3日目が室蘭。

- ◆寺坂寛夫委員 札幌、札幌がええかも分からんな、ほかがあるんなら、ちょっと。
 - ◆谷口明子副委員長 ねえ、札幌がいいかなと思います。
 - ◆寺坂寛夫委員 実用化はできんけどね、鳥取市としてはなかなかできんけど、
 - ◆太田 縁委員 室蘭はね、あつと思ったんだけど、けどやっぱり室蘭って、産業がものすごい背景にあるので、まちがこう、ああいうふうになっていっても、あんまりばたばたしてないというか、やっぱり税収がきちんとあるしっていうので、まちも東室蘭に移っていったら、今後、どう改修していくかっていう計画を立てようというところなので、転換していく場面をね、見れたっていう感じはしましたけどね。
 - ◆加藤茂樹委員長 僕も、室蘭は、ちょっとこれから人口増は厳しいと思った。
 - ◆太田 縁委員 うん、うん。だけえ、増は厳しいけど、そこをどう再生していこうとしているのかっていうのは、まあ日本中の話かな。
 - ◆加藤茂樹委員長 うん。結果的に難しいだろうで、見届けたいみたいなんって書いていたけど。
 - ◆太田 縁委員 ああ、そうか、そうか。
 - ◆加藤茂樹委員長 うん。だけえ、あそこはちょっと厳しい。
 - ◆寺坂寛夫委員 まあ、室蘭は、あんまりようないと思う。
 - ◆加藤茂樹委員長 うん、ようないね。室蘭外して、釧路か札幌で、どっちかで。
 - ◆寺坂寛夫委員 どっちかいくと、姉妹都市の釧路も捨て難いけどな。
 - ◆太田 縁委員 そうですね。釧路も、もちろんいいとこですけどね。
 - ◆足立考史委員 コンパクトシティの考え方が必要にならへんかなと思ったりして。
 - ◆寺坂寛夫委員 そっちにしよう、そっちでいこうかえ。
 - ◆太田 縁委員 うん、釧路もいいかなあとは。
 - ◆加藤茂樹委員長 釧路にしましようか。では、釧路の分で皆さんの報告書の意見を取りまとめてもらって、文面の案を作ってもらえたらと思います、次回、後半の委員会で、皆さんで協議して。写真も釧路の分で何枚かピックアップして提出しますんで、その中から選んでもらうようにしたいと思います。釧路ということで、事務局、よろしくをお願いします。
- 以上で建設水道委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時 58分 閉会

令和7年6月鳥取市議会定例会 建設水道委員会

(議案説明・報告)

日時：令和7年6月16日(月)10:00～
場所：本庁舎7階 第2委員会室

水道局 (10:00～)

1. 報告

報告第 8号 令和6年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについて

報告第 11号 放棄した債権の報告について【所管に属する部分】

下水道部 (水道局終了後)

1. 報告

報告第 9号 令和6年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについて

都市整備部 (下水道部終了後)

1. 議案(説明)

議案第 82号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第1号)【所管に属する部分】

議案第 90号 鳥取市手数料条例の一部改正について

議案第 97号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

2. 報告

報告第 7号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】

報告第 12号 専決処分事項の報告について

報告第 13号 専決処分事項の報告について

3. その他

鳥取市景観計画改定に向けた取組みについて

自動運転バス実証事業について

その他 (都市整備部終了後)

視察報告書について